

# 自治協って何やろう？

4月27日に上野南部地区自治協議会の定期総会が実施され、小丸新会長のもと29年度がスタートしました。

当年度の予算額は、8,226千円です。この時の議長は私が務めました。

発足以来12年以上たちましたが「ジチキョウ」ってよく聞くけど実際になんやろな、と言う疑問をお持ちの方も多いのではないかと思います。

以前は11町の自治会長が参加する連絡協議会のようなものがありました。これとは全く異なるもので自治協は皆さんが参加するものです。

インターネットで「上野南部自治協」と入力し検索すると「上野南部地区住民自治協議会」のホームページがご覧になれます。



## 【自治基本条例】

皆様のご家庭に平成24年に配布されている「伊賀市自治基本条例」に基づいて各地域に自治協が作られています。

地域の大きさは、小学校をおおむねの単位としていますが、当自治協エリアには小学校がないのが残念です。伊賀市自治基本条例の総則には

・・・（硬い話ですみません）『伊賀市ならではの街づくりを目指して、

自治の基本的な事項や住民自治のしくみ、市民、市議会、市、それぞれができること、しなければならないこと、などについて定めた伊賀市の最高規範です』。

更に 1. まちづくりのための大切な考え方の基本理念  
2. どんなやり方で自治を行うのかの基本原則 } が謳われています。

自治協は、この基本条例に基づき組織し活動しています。

## 【そんなこと、市がやればいいじゃないの】

それがそうゆう訳にはいかないのです。「国は地方の時代」とか「地方創生」と言い市町村に出来るものは市町村にやらしてもらおう、その受け皿が市や自治協なのです。

その一環として、ご承知の通り平成16年に6市町村の合併により伊賀市が誕生しました。市の行政というものは市民や地域に、あまねく平等のサービスを行わなければなりません。

合併により規模が大きくなり地域特性も様々です。伊賀市がすべて平等の行政サービスを行う上において、標準的な一律の行政サービスだけでは地域の様々なニーズに対応できません。

特定地域に合わせれば、他地域にはシクリしないという歪と不公平感が生じます。

## 【住民自治協議会】

そこで、市は地区ごとに住民自治協議会をつくり予算を渡し、地域にあった「まちづくり」を住民が自ら行う事としたものです。

自治協は、身近な事に対応していく組織ですから、その時に応じた流動性とダイナミック性が必要だと思います。

自治協の組織は往々にして時間とともに硬直したものになり易いのです。

そして、その活動は形式なものとなり住民にとって興味のないものとなってしまいます。

私達の自治協は11町社会の中で存在することが重要なだけでなく、機能していくことが重要となります。

(編集員：町野 恭司)